

「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」関係者連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「関西スポーツ・ヘルスケア総合センター関係者連絡協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会はトップアスリートの運動器健診やリハビリ指導実践等により蓄積したデータを基に予防医学研究を進めるなど、健康寿命の延伸に資する拠点として、「関西スポーツ・ヘルスケア総合センター(仮称)」(以下、「センター」という。)の整備に向けての諸課題について協議・調整することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 1 センターの整備に関する検討・調整。
- 2 センターの各機能の連携に関する検討・調整。
- 3 センターを核とした、広く市民の健康増進に資する街造りの検討
- 4 「うめきた」などをはじめとする他地域との連携や特区制度の活用に関する調査・検討。
- 5 センターの運営等に関する調査・検討。
- 6 その他センターの整備・運営に必要な事項。

(組織)

第4条 協議会に、次の役職を置く。

会長 1名

副会長 1名

(選出及び任期)

第5条 会長は、会員の中から互選とし、副会長は会長が指名する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

- 1 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(入会)

第7条 入会の条件は、協議会の趣旨に賛同し、会長に承認された企業、団体とする。

(退会)

第8条 協議会の退会は、会員の自由意思によるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は大阪大学、大阪船場繊維卸商団地協同組合、箕面市で共同事務局を構成し、協議会の運営全般に関わる事務処理について担うものとする。

(協力依頼)

第10条 協議会はその活動に際し、大阪府をはじめとする関係者に協力を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、協議のうえ決定する。

附 則

この規約は平成26年11月28日から適用する。

以上